

## 地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

### 1 目的

本地域でのモデル調査は平成 19～20 年度に実施するものであるが、地域における漂流・漂着ゴミ対策を効果的に実施していくためには、海岸管理者、県、市町村、地域住民等の関係者が連携して海岸清掃やゴミの発生抑制を進めていくことが重要である。そこで、本調査の結果等を踏まえ、地域の実情に応じた役割分担等を明確にし、関係者の相互協力が可能な漂流・漂着ゴミ対策のあり方について検討する。

### 2 目標

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方として、本検討会では主に漂着ゴミの清掃体制と発生抑制の 2 点について検討を進める。清掃体制については、継続的かつ円滑に清掃が実施できる体制の整備に向けて、現在の課題を整理し、その解決に向けた方策を検討する。発生抑制については、長期的な視点も含め、地区レベル、流域レベルなど、スケールに応じた発生源対策について検討する。

### 3 スケジュール

本検討会における議論は以下のスケジュールに従って進める予定である。

第 4 回検討会(本会)：アウトプットのイメージ・スケジュールの共有。現状の取組の整理。  
報告書骨子案についての議論。

第 5 回検討会(11 月頃)：課題の整理。課題解決に向けた方策の検討。報告書案についての  
議論。

第 6 回検討会(2009 年 2 月頃)：報告書の作成。

## 4 報告書の骨子案

本検討会における議論は、最終的に福井県地域検討会報告書として取りまとめる。同報告書の骨子(案)を表 1に示す。

|   |
|---|
| <p>漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査<br/>福井県地域検討会報告書骨子(案)</p>   |
| <p>第 章 福井県坂井市地域における調査の概要</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 調査の目的</li><li>2. 概況調査</li><li>3. クリーンアップ調査</li><li>4. フォローアップ調査</li><li>5. その他の調査</li><li>6. 検討会の実施</li></ol>   |
| <p>第 章 福井県坂井市地域の漂流・漂着ゴミに関する技術的知見</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 福井県坂井市地域における漂着ゴミの量及び質について</li><li>2. 福井県坂井市地域における主要な漂着ゴミの発生源の推定について</li><li>3. 福井県坂井市における効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法について</li><li>4. その他</li></ol>   |
| <p>第 章 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 福井県坂井市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 海岸清掃の体制</li><li>(2) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策</li></ol></li><li>2. 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 相互協力が可能な体制作りについて</li><li>(2) 海岸清掃の体制</li><li>(3) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策</li><li>(4) その他</li></ol></li></ol> |

表 1 福井県地域検討会報告書の骨子(案)

## 5 各主体の役割分担

漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討するためのたたき台として、関係機関・団体毎に現在想定される一般的な役割分担を図 1に示す。

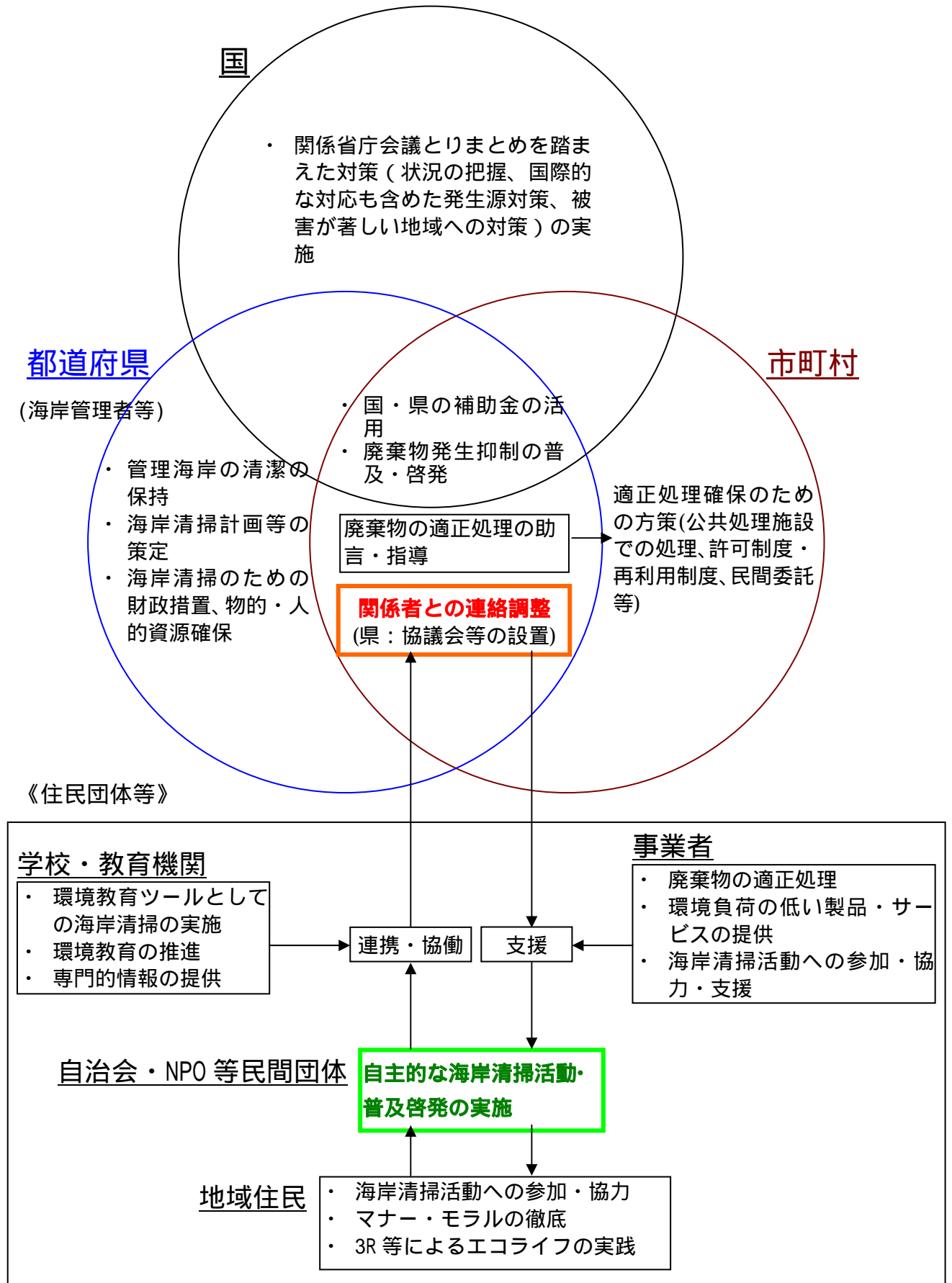


図 1 関係機関・団体の役割分担(案)

## 6 清掃活動の現状と課題

本調査を通じて明らかとなった福井県三国町における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 2 に示す。三国町においては自治会・雄島漁業協同組合を中心に漂着ゴミの回収が継続的に行われており、その努力によって海岸の清潔が維持されている。しかし、急峻な地形のため回収したゴミの搬出が容易ではないこと、ゴミ袋や清掃活動における保険料などは自治会の負担となっている。

漂着ゴミのうち、可燃ゴミ・空き缶・空き瓶については福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターが受け入れ先となっている。一方、タイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物は産業廃棄物として処理せざるを得ず、その収集・運搬費及び処分費が坂井市の負担となっている。

表 2 漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

|       |    |  |
|-------|----|--|
| 回 収   | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会・雄島漁業協同組合を中心に、春～秋にかけて年数回の清掃活動を実施している(午前中 2 時間程度)。</li> <li>東尋坊観光協会では東尋坊を中心に 1 週間に 1 回程度の清掃を実施している。</li> </ul>  |
|       | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>奥行きが狭い磯浜が多く、回収に重機等は利用できず、人手に頼らざるを得ない。</li> <li>断崖などの急峻な地形のため、浜から道路まで回収したゴミを搬出することに多大な労力がかかる。そのためやむを得ず浜焼きされている場合もある。</li> <li>流木などの重量物の搬出も困難である。</li> <li>回収に用いるゴミ袋や保険料は自治会の負担となっている。</li> </ul> |
| 収集・運搬 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活ゴミの集積場所に収集すれば、坂井市の生活ゴミと共に回収される。</li> <li>ゴミの量が多い場合には坂井市が特別収集をする場合もある。</li> </ul>  |
|       | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別収集及びタイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物の収集・運搬費用が坂井市の負担となっている。</li> </ul>  |
| 処 分   | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ゴミ、空き缶、空き瓶などは福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター(以下、清掃センターと記す)で処分可能である。</li> </ul>   |
|       | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>清掃センターでの処分については、生活ゴミと同様に、坂井市の負担となっている。</li> <li>タイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物は産業廃棄物として処分しており、その費用も坂井市の負担となっている。</li> </ul>  |

## 7 漂流・漂着ゴミに関連する補助金について

大量にゴミが漂着した場合の清掃活動に関する国の補助金制度としては、以下のものがある。

- ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省、資料 1）
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省・国土交通省、資料 2）

資料 1 に示した災害等廃棄物処理事業補助金は、災害起因の海岸保全区域外の漂着ゴミの収集・運搬・処分費の 1/2 を補助するものである。また、災害起因でない場合には、海岸保全区域外の漂着ゴミの処理量が 150m<sup>3</sup> 以上の場合に対象となる。

資料 2 の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は、海岸保全区域を対象とした補助制度である。平成 19 年度に対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量(1,000m<sup>3</sup> 以上)を漂着量の「70%」から「100%」に拡充されている。

福井県では、台風等の自然現象により一般公共海岸に漂着した 100m<sup>3</sup> 以上の廃棄物の処理について、回収・運搬等に係る経費の 2 分の 1 を補助している。また、平成 17 年 1 月に県内の沿岸一帯に漂着した所有者不明の木材について、漂着した木材の回収・運搬・処理に係る経費の 2 分の 1 以内を補助している。

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

|      |   |   |
|------|---|---|
| 補助金名 | 災害等廃棄物処理事業費補助金  |   |
| 発生原因 | 災害起因  | 災害起因ではない  |
| 対象事業 |   |  |
|      | <p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分<br/>                 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物<br/>                 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分<br/>                 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分<br/>                 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p> | <p>海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)</p>   |
| 補助先  | 市町村 (一部事務組合含む)  |   |
| 要件   | 指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上   |   |
|      | 降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの<br>暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの<br>高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等   | 1市町村(1一部事務組合)における処理量が150m3以上のもの<br>海岸保全区域外の海岸への漂着<br>通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等    |
| 補助率  | 1 / 2   |   |



## 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

### 1. 目的

海岸保全施設の機能障害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

### 2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

